

第 7 回

遺言や相続の基礎知識

～ご存知ですか? 将来の暮らしを守る制度～

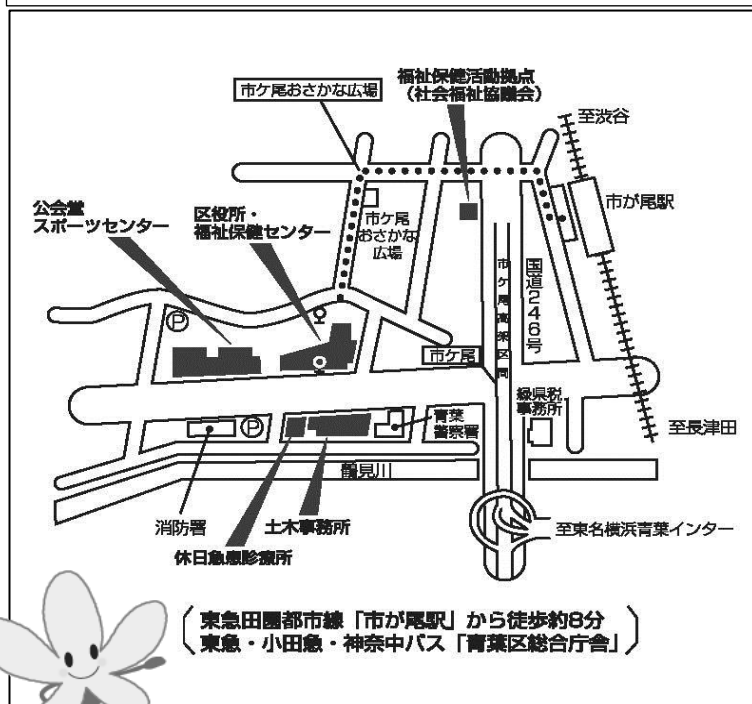
障害のある子のご家族にとって「親なきあと」の生活は大きなテーマです。将来の暮らしや財産を守る制度として、成年後見制度の利用は欠かせないものとなってきています。また、財産をどのように残していくか、親なき後に引き継ぐ方法として、遺言や相続の活用があげられます。第 7 回では、相続や遺言に関する基礎知識を昨年同様、菊地先生をお招きしてご講演いただきます。皆様からのご参加お待ちしております。

【開催概要】

日時	会場	講師	受付開始
12 月 20 日 (木) 10 : 00 ~ 12 : 00	青葉区役所 4 階会議室 120 名	法律事務所インテグリティ 弁護士 菊地哲也様	<u>事前申し</u> <u>込み無し</u>

【会場アクセス】

東急田園都市線「市ヶ尾駅」から徒歩 8 分
東急・小田急・神奈中バス「青葉区総合庁舎」



【ご参加の際のお願い】

* 事前申し込みはありませんので、直接会場にお越しください。

* 会場は 100 名以上入りますが、当日定員に達した場合は受付をお断りする場合があります。
お早目のご来場をお願いします。

【お問合せ】

あおば地域活動ホームすてっぷ

担当：小柳

電話番号：045-988-0222

